

新技術開発施設供用事業（IoT テストベット）及び
地域特定電気通信設備供用事業（地域データセンター）助成金

――助成対象事業実施マニュアル――

令和2年10月

国立研究開発法人情報通信研究機構

-----目 次-----

I 総論

- 1 本マニュアルの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 2 助成事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 3 助成対象業務の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

II 助成対象事業の実施上の遵守事項

- 1 助成対象事業の経理方法について・・・・・・・・・・ P5
- 2 助成対象経費に係る契約等について・・・・・・・・ P6
- 3 助成対象事業の内容等の変更について・・・・・・・・ P8
- 4 実績報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- 5 助成対象経費の範囲について・・・・・・・・・・ P11
- 6 実績報告書に添付する書類について・・・・・・・・ P13
- 7 助成金額の確定と交付について・・・・・・・・・・ P13
- 8 その他の助成対象期間中の手続きについて・・・・ P13
- 9 経理に関する検査及び調査・・・・・・・・・・ P17

III 助成対象事業実施マニュアル様式集・・・・・・・・ P18

IV 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱・P34

不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。

国立研究開発法人情報通信研究機構
デプロイメント推進部門 事業・技術研究振興室
(担当) 助成金担当者
Tel: 042-327-6021
E-mail: iot-dc@ml.nict.go.jp

I 総論

記載事項に不明な点がある場合には、助成金担当者に問い合わせてください。

1 本マニュアルの位置づけ

新技術開発施設（IoT テストベッド）供用事業及び地域特定電気通信設備（地域データセンター）供用事業助成事業は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 32 号）、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成 28 年総務省令第 64 号）、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する等の省令（平成 28 年総務省令第 65 号）、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年総務省・財務省令第 4 号）、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（平成 28 年総務省告示第 244 号）及び国立研究開発法人情報通信研究機構新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に係る助成金の交付業務に関する規程（（平成 28 年 9 月 5 日 16 規程第 9 号）以下「交付要綱」という。）によるほか、「申請マニュアル」及びこの「助成対象事業実施マニュアル」に基づいて実施するものです。

この「助成対象事業実施マニュアル」は、助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業者が、実際に助成金の交付を受けるまでに行うことをまとめたものです。

巻末の「交付要綱」や「申請マニュアル」を併せて熟読し、各種手続きについて遺漏のなきようお願いいたします。

（参考）

WEB上に、本制度に関する助成事業対象者等からの照会事例等をまとめた「実例集」も掲載しています。各種手続きで疑問が生じた際には合わせて活用ください。

2 助成事業の概要

この助成事業は、IoT の実現（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現）に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための施設（IoT テストベッド）の整備及び膨大なデータの流通に対して重要となる施設（データセンター）の地域分散化を促進するため、機構が基金を活用して行う支援業務として助成金交付等の業務を行うものです。

3 助成対象業務の原則

(1) 助成金は、民間企業・団体から国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に出資・出損された信用基金の運用益、債務保証勘定の第3期中期計画期間から第4期中期計画期間に繰越された剰余金で財源が確保されているものであり、助成対象事業の実施結果に基づき支給されるものです。助成対象事業の経理は、助成対象事業以外の経理と明確に区分した上で、助成対象事業に個々の経費の使途、支出日、金額など支出の状況を明らかにしておく必要があります。

(2) 助成対象事業は、公募時に提出された助成金交付申請書の内容に基づいて審査・決定するものですから、助成対象事業者は助成対象事業の実施に際しては、助成金交付申請書の記載事項に従わなければなりません。

なお、止むを得ず記載事項と異なる内容で事業を実施せざるを得なくなった場合には、機構に対して事前に計画変更の承認申請を行い、その承認を受ける必要があります。

(3) 助成対象事業者は、助成対象事業の実施に際しては、本マニュアル、交付要綱、助成金交付決定通知書、申請マニュアルに記載された内容及びこれに付された条件に従い、利用者の拡大に努め、責任を持って助成対象事業を適正に実施する必要があります。

なお、これらの規定に反した場合は、交付決定を取り消す場合があります。

Ⅱ 助成対象事業の実施上の遵守事項

記載事項に不明な点がある場合には、助成金担当者に問い合わせてください。

1 助成対象事業の経理方法について

助成金は、民間企業・団体から出資、出損された信用基金による運用益及び剰余金を原資としており、助成対象事業の実施結果に基づいて支給されるので、助成対象事業の経理は、助成対象事業以外の経理と明確に区分けした上で、助成対象事業に係る個々の経費の使途、支出日、金額などの支出の状況を明らかにしておく必要があります。

(1) 経理帳簿等の区分について

助成対象事業に係る経理は、交付要綱 1 2 (2) ※¹に基づき、助成対象事業以外の経理と明確に区分してください。

そのためには、助成対象事業に係る現金出納帳、資産台帳、備品台帳等は助成対象事業以外の経理簿とは別に作成してください。

(2) 助成対象事業に係る帳簿等の保管義務について

助成対象事業者は、交付要綱 1 2 (3) ※²に基づき、助成対象事業に係る経理帳簿及び証拠書類を助成対象事業終了の日から 5 年間保管してください。また、機構が求める場合は速やかに提出してください。

※1 ※2 交付要綱 1 2 (2)、(3)

1 2 財産管理・帳簿の記載

- (1) 助成対象事業者は、助成金によって取得した設備等（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 助成対象事業者は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 助成対象事業者は、本項(2)の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の終了日又は廃止の承認があった日から 5 年間保管しなければならない。

2 助成対象経費に係る契約等について

助成対象経費に計上される契約を締結する場合には、原則として競争によって行う必要があります。

助成対象経費によって取得した財産については、適正に管理する必要があります。

(1) 競争の原則について

助成対象事業者は、助成対象事業を実施するために必要な契約をするときは、原則として二者以上による見積合わせ（見積競争）を行うなど競争により契約を行い、関連する資料（製品カタログ、仕様書、各社からの見積書など）を実績報告書に添付してください。

競争によらず、助成対象事業に係る契約を行う場合には、「別紙1 競争によらない契約に関する報告書」を作成し、実績報告書とともに提出してください。別紙1の競争による契約を行うことが困難な理由については、できるだけ具体的に記載してください。

なお、客観的に見て、その理由が妥当でない場合には、契約によって生じた経費が助成対象経費として認められない場合があります。

(2) 助成対象事業に係る設備の管理義務について

助成対象事業者においては、助成金によって取得した設備等については、交付要綱12(1)^{※3}に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。また、購入した機器や備品には助成対象備品である旨のシール（例「H30助成対象備品・機器-1」）を適宜作成して貼付してください。

※3 交付要綱12(1)

12 財産管理・帳簿の記載

- (1) 助成対象事業者は、助成金によって取得した設備等（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(3) 助成対象事業に係る設備の処分制限について

助成金によって取得した設備等については、交付要綱13^{※4}に基づき、機構の承認を得ずに助成金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保供与を行うことはできません。

助成金交付後も処分制限期間が適用されますので、譲渡等の必要性が生じた場合には、機構へ連絡し、指示を仰いでください。

※4 交付要綱13

1.3 処分等の制限

助成対象事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上^{*}の機械、器具その他の財産を、助成対象となった事業の終了後において、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。ただし、別紙に掲げる処分を制限する財産について当該処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

別紙

処分を制限する財産の名称		処分制限 期間（年）	
施設設備等の分類	財産の名称、構造等		
工具	測定工具	5	
器具及び備品	事務機器及び通信機器		
	電子計算機		
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）		4
	その他のもの		5
	その他の事務機器		5
	電話設備その他の通信機器		
	デジタル構内交換設備及びデジタルボ タン電話設備		6
	その他のもの		10
	試験機器及び測定機器		5
試験又は測定機器			
機械及び装置	国内電気通信事業用設備		
	デジタル交換設備及び電気通信処理設 備		6 9
	その他の設備		
	ラジオ又はテレビジョン放送設備		6
	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	9	

3 助成対象事業の内容等の変更について

助成対象事業は、公募時に提出された助成金交付申請書の内容に基づいて審査・決定したものであり、このため、助成対象事業の実施に際しては、助成金交付申請書の記載事項に従わなければなりません。止むを得ず記載事項と異なる内容の事業等を行う場合には、事前に機構へ変更の承認申請を行い、その承認を受ける必要があります。

(1) 変更承認申請書について

助成対象事業の実施方法など、事業の内容に関する変更を行う場合には、交付要綱 11 (1) ※⁵に基づき、事前に「様式第5 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業計画変更承認申請書」を機構へ提出し、承認を受ける必要があります。

変更承認申請書の提出が必要な変更事項については、次のとおりですが、変更理由については、具体的に記載することが必要です。

① 助成対象事業の内容の変更

- ・事業計画及び事業内容を一部変更しようとするとき

② 助成対象経費及び助成金申請額の変更

- ・助成対象経費の総額又は各費目間の配分を変更しようとするとき

③ 助成対象事業者の地位を他社へ承継

- ・相続、合併又は分割等により助成対象事業者の地位が他社に承継されるとき
なお、次の場合は、軽微な事項として取り扱います。

① 入札等の結果として、助成対象経費が減額となる場合

- ② ①のほか、助成対象経費の額の変更であって、その変更の額が費用項目ごとの額の10%以内の変更となる場合。

(2) 変更届出書について

申請書の記載事項のうち、助成対象経費の額の変更を伴わない以下のような軽微な変更について、事前に「別紙2 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付申請書記入事項変更届出書」を機構へ提出ください。

① 法人名、法人代表者名、連絡担当者名を変更するとき

② 法人の所在地、連絡先電話番号を変更するとき

③ 資本金を変更するとき

④ その他、機構で変更申請書によらず、届出書で足りると判断された軽微な事項

(注) 上記の例に掲げた以外の変更事項が生じる場合について、変更承認申請書、または変更届出書のどちらかを必要とするかは、必ず機構に相談の上、確認してください。

(3) 助成金の変更について

機構は、上記(1)の変更承認申請書の提出を受けた場合には、交付要綱 1 1 (2) ※⁶に基づき、助成金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付す場合があります。

※5 ※6 交付要綱 1 1 (1) (2)

1 1 計画変更等の承認

(1) 助成対象事業者は、助成対象経費の額を変更しようとするとき又は助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式5の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業計画変更申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、助成対象経費の額の変更を伴わない軽微な事項については、この限りではない。

(2) 機構は、本項(1)の承認をしたときは様式2の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付決定通知書を準用して申請者に通知するものとする。機構は、当該承認の通知に際して必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 実績報告書について

助成金の交付を受けるためには、助成対象事業の終了後、速やかに「様式9 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実績報告書」を機構へ提出しなければなりません。

(1) 助成金の支払いについて

機構では、助成対象事業者から提出された「様式9 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実績報告書」（助成対象経費の支出に関する証拠書類を含む。）を審査し、助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成対象事業の終了の認定を行った上で、助成金額を確定し、その後、助成対象事業者が指定した銀行口座へ助成金を払い込みます。

審査手続きをスムーズに進めるため、実績報告書は必要事項を確実に記載するとともに、添付資料についても不足のないように整えて、助成対象事業終了後、提出期限までに機構へ提出してください。

なお、助成金の払い込みの時期は、実績報告書の受領からおよそ1か月後を目途にしておりますが、事情により若干遅れる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 助成対象期間について

令和2年度（第8回）の助成対象期間は、助成金交付決定の日から令和4年1月31日までとしています。したがって、助成対象となる経費はこの期間中に助成対象事業に要した経費となります。

ただし、実績報告書の提出予定日が令和4年1月31日以前の場合には、助成金交付決定の日から当該実績報告書の提出予定日までを助成対象期間とします。

(3) 実績報告書の提出期限について

実績報告書は、交付要綱16^{※7}に基づき、助成対象事業の終了後、速やかに機構へ提出してください。

最終の提出期限は、令和4年3月2日です。

※7 交付要綱16

16 実績報告

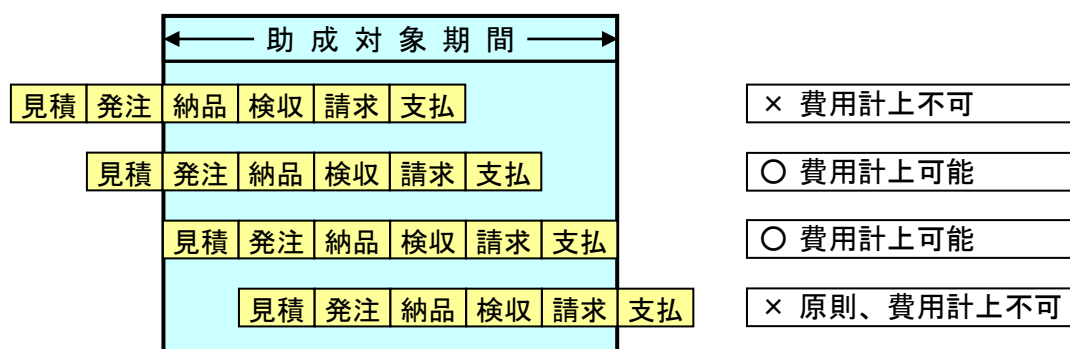
助成対象事業者は、助成対象事業が終了したとき又は第11項(3)の規定による助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、様式9の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実績報告書を作成し、終了若しくは廃止の承認日から30日を経過した日又は当該事業年度末のいずれか早い日までに、機構に提出しなければならない。

5 助成対象経費の範囲について

助成対象経費(実績額)とは、助成事業対象期間に助成対象事業を行うために要した経費をいいます(助成対象経費交付要綱6^{※8}に記載しています。)

- (1) 助成対象経費は、交付要綱6に定めるⅠ設備費、Ⅱその他の経費に限ります。
- (2) 助成対象経費は、助成対象事業を実施するために直接必要な経費のうち助成金交付申請書及び交付決定通知(計画変更承認申請された場合にはその申請内容及び計画変更承認通知)に基づき、助成対象期間において支出された経費です。
ただし、助成対象期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているもの(検収しているもの)であって、助成対象期間中に支払われないことについて相当な事由があると認められるもののうち、その支払期限が助成対象期間終了日の翌月末日までのものについては認めます。
- (3) 助成対象経費は、助成金交付申請書に基づき交付決定された経費以外は助成対象として認められないため、申請内容に変更がある場合には計画変更承認申請が必要です。
- (4) 保守料^{※9}は、原則として認めませんが、設備の購入の際に切り離せないものについては、1年間分以内の金額に限り、これを認めます。

※9 機器購入に付随する保守サービス(例:サービスパック)の費用も含まれます。



※8 交付要綱6

6 助成対象経費

助成金交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、当該助成対象事業を行うために必要な経費のうち、以下に掲げる経費とする。

ただし、

- ・ 保険料、保証料、保守料(機構が別に定めるものを除く。)、交付決定以前の経費又は公的資金の用途として社会通念上、不適切と機構が判断する経費を除く。
- ・ 重複して国の公的な補助金等の交付を受けることは認められない。

事業区分	費用項目	助成対象経費
新技術開発施設供用事業	I 設備費	①電気通信設備（サーバ、ルータ、スイッチ、回線設備、電源設備など）の取得に要する経費 ②電気通信設備以外の設備（電波計測器、電波暗室、電波吸収パネルなど）の取得に要する経費 ③①・②を設置するための建物その他工作物の取得に要する経費（注1）
	II その他経費（注2）	①コンサルティング経費（助成対象事業の実施に必要な情報を得る等のための委託費・外注費） ②システム構築費（助成対象事業の実施に必要なシステムの開発・設計に係る委託費・外注費） ③その他諸経費（人件費、印刷製本費、会議費など）
	（注1）「I-③」のみを他人の利用に供するものは対象外とする。 （注2）「II」の経費のみを計上するものは対象外とする。	
地域特定電気通信設備供用事業	I 設備費	以下の電気通信設備の取得に要する経費 ①サーバ（専ら他人（自ら（完全支配関係のある者を含む。）以外の者）の通信の用に供するものであること。） ②ルータ・スイッチ ③電源装置 ④その他の電気通信設備（LAN ケーブルなど） ただし、②～④は①と同時に設置するものに限る。 また、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項の対象となる電気通信設備（専ら首都直下地震緊急対策区域内のデータセンターのバックアップの用に供するサーバ、ルータ・スイッチ、電源装置）を除く。

6 実績報告書に添付する書類について

助成金額を確定するためには、「(添付書類2) 経費ファイル一覧」、「(添付書類3) 助成対象経費支出総括表」の「3 助成対象経費支出詳細表」の内容を機構で確認することが必要ですので、発注・契約、納品、検収、請求、領収等を明確に証明する証拠書類の写しを、「(添付書類4) 助成対象経費に係る経理帳簿及び証拠書類の写し」に従って添付して提出してください。

(注) 助成対象経費についての明確な証拠書類の写しが添付されない場合には、それに関する助成金は交付されません。

また、手形払いなどのように、不渡りの可能性、手形割引による支払額の減額、決済までの期間が長い等不確定要素が高い支払い方式については、原則認めておりません。

7 助成金額の確定と交付について

(1) 機構は、助成対象事業者から提出された実績報告書の内容を審査し、事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成対象経費(実績額)として適当と認められた経費を基に助成金の額の確定を行い、助成対象事業者に「別紙3 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金額確定通知書」により通知します。

機構は、助成対象経費精査のために必要と認められる場合には、助成対象事業者に対して、説明資料の提出を求めたり、現地検査(9を参照)を行うことがあります。

(2) 助成金額の確定に当たっては、助成金交付決定通知書に記載されている助成金額と実績報告書の助成対象経費(実績額)の2分の1を乗じて得た額の、いずれか低い額となります。

ただし、当該助成金額の算定に当たっては、消費税額分を除くものとします。

(3) 機構から確定額が通知されたときは、速やかに「別紙4 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金支払請求書」を提出してください。

助成金の交付(支払)は、請求後に行います。

8 その他の助成対象期間中の手続きについて

(1) 助成金交付申請の取下げについて

助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、交付要綱10^{※10}に基づき、助成金交付申請を取下げ、交付決定がなかったものとすることができます。ただし、助成金交付申請の取下げは助成金の交付決定の日から20日以内に、機構へ「様式4 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付申請取下申請書」を提出し、その承認を受けなければな

りません。

※10 交付要綱10

10 申請の取下げ

- (1) 前項(2)の交付決定通知を受けた者であって、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、助成金の申請を取下げることができる。
- (2) 本項(1)の規定に基づき助成金の交付の申請の取下げをしようとする者は、前項の通知書が交付された日から20日以内に機構に様式4の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付申請取下申請書を提出しなければならない。
- (3) 本項(2)の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとする。

(2) 助成事業を中止又は廃止する場合の承認について

助成対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、交付要綱11(3)^{※11}に基づき、機構へ「様式6新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業中止(又は廃止)承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。

機構は、当該提出を受けた場合には、交付要綱19(1)^{※12}に基づき、助成金の交付決定の内容を取り消す場合があります。

※11 交付要綱11(3)

11 計画変更等の承認

- (3) 助成対象事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、様式6の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業中止(又は廃止)承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

※12 交付要綱19(1)

19 助成金の交付の決定の取消し

- (1) 機構は、第11項(3)の規定により助成対象事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該助成対象事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(3) 事故報告について

助成対象事業が、万一、次のような状況になった場合には、交付要綱14^{※13}に基づき、その状況及び理由並びに将来の見通しについて、速やかに機構へ「様式7新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業事故報告書」を提出しなければなりません。

- ① 助成対象期間に助成対象事業が完了できないと見込まれるとき
- ② 助成対象事業の遂行が困難となったとき

※13 交付要綱14

14 事故報告

助成対象事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式7の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業事故報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。

(4) 遂行状況報告について

交付要綱15^{※14}に基づき、機構から要求があったときは、助成対象事業の遂行状況について、「様式8新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業遂行状況報告書」により速やかに機構へ報告しなければなりません。

※14 交付要綱15

15 状況報告

助成対象事業者は、機構の要求があったときは、助成対象事業の遂行状況及び収支の状況について様式8の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業遂行状況報告書により、機構に報告しなければならない。

(5) 助成金交付決定の取消しについて

機構は、交付要綱19(2)(3)^{※15}に基づき、助成対象事業者が次の行為を行ったときは、交付決定の一部又は全部を取り消すことがあります。

- ① 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反するとき
- ② 「新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱」に違反するとき
- ③ 「申請マニュアル」及び「助成対象事業実施マニュアル」の規定に違反するとき

※15 交付要綱19(2)(3)

19 助成金の交付の決定の取消し

- (2) 機構は、助成対象事業の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この助成金交付要綱の規定に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (3) 本項(2)の規定は、第17項の規定に基づく交付すべき助成金の額確定があった後においても適用があるものとする。

(6) 交付決定の取消し等に伴う助成金の返還について

上記(5)により助成金の交付決定の一部又は全部が取り消されたときは、交付要綱20(3)^{※16}に基づき、当該取消しに係る部分の事業について、既に助成金の交付を受けているときは、機構の定める期限までにその助成金の一部又は全部を還付しなければなりません。

なお、助成金を還付するときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年利 10.95%の割合で計算した加算金を合わせて納付しなければなりません。

※16 交付要綱20(3)

20 助成金の返還等

- (3) 助成対象事業者は、前項(2)の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消されたことにより本項(1)の助成金の返還請求の通知を受けるときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額につき、年利 10.95%の割合で計算した加算金を加えて返還しなければならない。

(7) 情報の取扱い

提出された申請書、報告書等に記載された各種情報は、本助成事業のみに使用することとし、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等により、この目的以外で使用することはありません。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

9 経理に関する検査及び調査

機構では、助成金が民間企業・団体からの出資、出損された信用基金による運用益及び剰余金を原資としており、適正な経費の執行が要求されているという観点に基づき助成対象事業の経理処理について検査を行います。また、助成対象事業の適正執行を確認するため、事業者に対しあらかじめ日時、場所、調査職員等を通知した上で、実地調査を行います。

(1) 経理検査（確定検査）の方法

確定検査は、実績報告書の内容を書面により審査する「書面検査」と、必要に応じて行う「実地検査」により実施します。

なお、実地検査を実施する場合は、機構から助成先に対して、あらかじめ検査日時、検査場所、検査職員等を通知します。

① 書面検査

事業内容や経費計上の適正性について、当該事業を実施した者から提出のあった実績報告書ほか関係する証拠書類等の書面をベースに機構職員（又は機構が指定する者）が確認を行うものです。

② 実地検査

事業実施内容や経費計上の適正性について、書面のみではその確認が困難な場合に機構職員（又は機構が指定する者）が事業を実施した者へ直接出向き、当該事業の進捗状況や購入物品、機器、設備等の管理・使用状況等を確認するものです。

(2) 実地調査の方法

実地調査には、助成対象期間中に実施する中間調査、必要と認める際に実施する事後調査等があります。

① 中間調査

助成対象期間中に、助成対象事業内容、進捗状況、及び経理処理状況等について内容確認を行う調査です。

② 事後調査

助成対象事業終了後に、一定の期間を経過してから行う調査で、事業成果、物品の管理状況、実績報告書の内容確認等を行う調査です。

事業調査の結果、機構が必要と認める場合には額の再確定を行い、助成金の返還を求めることがあります。

Ⅲ 助成対象事業実施マニュアル様式集

記載事項に不明な点がある場合には、助成金担当者に問い合わせてください。

用 途	様式番号	様 式 名	掲載ページ
実績報告書の提出	様式 9	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実績報告書	19
	添付書類 1	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実施概要報告書	20
	添付書類 2	経費ファイル一覧	21
	添付書類 3	助成対象経費支出総括表	22
	添付書類 4	助成対象経費に係る経理帳簿及び証拠書類の写し	24
	別紙 1	競争によらない契約に関する報告書	25
申請書記入事項の変更届	別紙 2	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付申請書記入事項変更届出書	26
助成金額確定の通知	別紙 3	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金額確定通知書	27
助成金支払請求	別紙 4	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金支払請求書	28
交付決定の取下げ	様式 4	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付申請取下申請書	29
事業計画変更についての承認申請	様式 5	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業計画変更承認申請書	30
事業の中止又は廃止についての承認申請	様式 6	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業中止(又は廃止)承認申請書	31
事故についての報告	様式 7	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業事故報告書	32
事業遂行状況についての報告	様式 8	新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業遂行状況報告書	33

様式 9（第 16 項関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
実績報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒
氏名 （団体の場合には、団体名及び代表者氏名）印
（電話番号、e-mail アドレス）

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた新技術開発施設供用
事業（注）_{（注）} 地域特定電気通信設
備供用事業 備供用事業 について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助
成金交付要綱第 16 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象経費の実績額
- 3 助成申請額

添付書類

- 1 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実績概要報告書
- 2 経費ファイル一覧
- 3 助成対象経費支出総括表

以上

（注）事業区分で不要な文字は、削除すること。

(添付書類1)

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実施概要報告書

助成対象事業の名称	
助成対象事業の概要	
申請年度の助成対象事業の実施内容	
助成対象事業における助成対象経費による成果・効果	(IoTテストベッド、地域データセンターの設置、活用内容などの成果を具体的に記載すること。また、助成対象事業にどのような効果があったのか具体的に記載すること。)
今後の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の事業計画	(今後の事業展開等の予定を記載すること)

(注) 上記記載内容を説明する資料(報告書・写真等)があれば、A4判サイズで添付してください。

(添付書類2)

経費ファイル一覧

助成対象期間

実績報告書提出日

整理番号	件名	契約者	金額	見積		発注・契約		納品・完了		検収		請求		領収		備考
				年月日	添付書類	年月日	添付書類	年月日	添付書類	年月日	添付書類	年月日	添付書類	年月日	添付書類	
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
合計																

注1 見積、発注・契約、納品・完了、検収、請求、領収を明確に証明する証拠書類の写しに基づき、当該書類の年月日を記入し、添付書類有の場合口々にチェックすること。なお、見積については、該当する書類がない場合は、空欄のままとする。

注2 見積については、見積書など見積ったことがわかる書類を提出してください。他社からの見積書がある場合は、それも添付してください。

注3 発注・契約については、契約書を基本とし、契約書がない場合には、発注したことがわかる書類（発注書等）を必ず提出してください。

注4 納品・完了については、物の購入は納品書、作業・工事は完了届を基本とし、納品書・完了届がない場合には、納品・完了したことがわかる書類を必ず提出してください。

注5 検収については、検収調書など検査（社内の検査でも構いません）に合格したことがわかる書類を必ず提出してください。

注6 請求については、請求書を基本とし、請求書がない場合には、請求されたことがわかる書類を必ず提出してください。

注7 領収については、領収書を基本とし、領収書がない場合には、金銭を契約者が受領したことがわかる書類を必ず提出してください。

(添付書類3)

助成対象経費支出総括表

1 助成対象経費の実績概要

(単位：千円)

費用項目	交付決定内容		実績内容	
	助成対象経費額	助成決定額	助成対象経費額	助成申請額
I 設備費				
電気通信設備				
電気通信設備以外の設備				
II その他経費				
システム構築費				
その他の経費				
合計				

(注1) 実績による助成対象経費は、支払済み又は額が確定した経費に限る。

(注2) 実績による助成申請額は、交付決定による助成決定額を超えてはならず、かつ実績による助成対象経費額の1/2以下で30百万円以内【IoTテストベッド】又は、1/2以下で20百万円以内(新設)、10百万円以内(既設)【地域データセンター】

2 助成対象経費に係る収支概要

(単位：千円)

	費目区分	助成対象経費実績額	助成申請額
	支出	I 設備費	
電気通信設備			
電気通信設備以外の設備			
II その他経費			
システム構築費			
その他の経費			
収入	調達区分	金額	備考
	自己資金		
	出資等		(引き受けた者の社名等)
	借入金		(借入した銀行・支店名等)
	その他の収入		(具体的な内容等)
	(小計)		収入合計に占める 助成申請額の比率 %
	助成申請額		
合計			

3 助成対象経費の支出詳細

助成対象経費支出詳細表

費用項目の内訳	IoT テストベッド 又は地域データ センターとの関 連	契約日 又は取 得日等	契約先	契約額、取 得額等 (円)	備考
I 設備費					
電気通信設備	(例：テストベ ッド用センサー システム)	(例： ○月○ 日契 約、△ 月△日 納入)	(例：○ ○株式会 社)		設備-1
II その他経費					
システム構築 費	(例：蓄積デー タ分析システ ム)	(例： ○月○ 日契 約、△ 月△日 納入)	(例：○ ○株式会 社)		システ ム-1
小計(円)					
合計(円)					

(注1) 費用ごとに整理して記載のこと。用紙が足りない場合は別頁とすること。

(注2) 備考欄には、整理番号(例：設備-1、システム-1等)を記入すること。

(注3) 費用ごとの契約額、取得額等がわかるような契約完了報告書、納入書領収書等の写しにそれぞれ整理番号を付し、A4用紙に貼付すること。

(添付書類4)

助成対象経費に係る経理帳簿及び証拠書類の写し

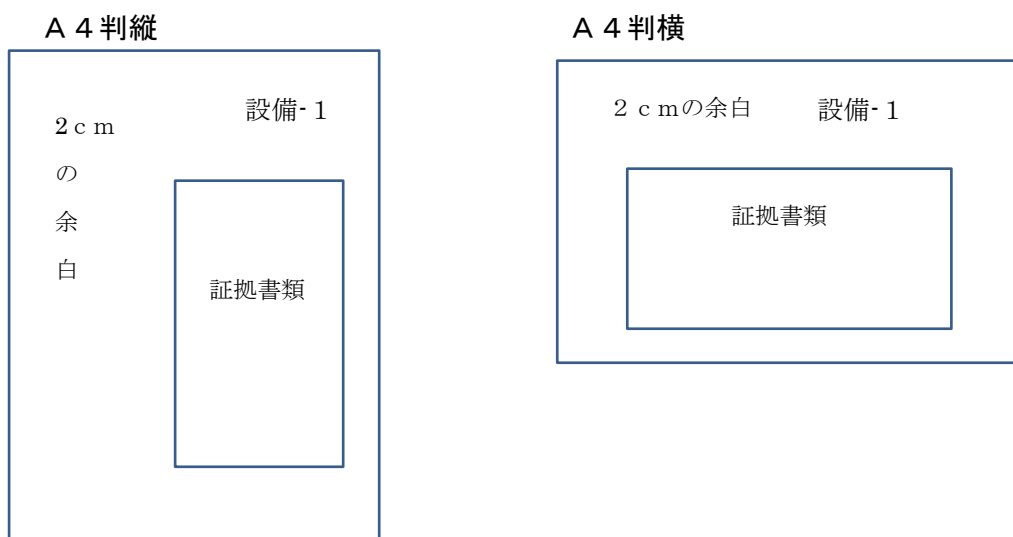
- 1 現金出納帳等の助成対象経費に係る全ての経理帳簿の写しを添付してください。
- 2 発注・契約、納品、検収、請求、領収等を明確に証明する証拠書類の写しをすべて添付してください。

(注) 発注・契約、納品、検収、請求、領収に関しては、それらが確認できる書類を必ず提出してください。また、見積を確認できる書類があれば提出してください。

(添付に際しての注意事項)

- (1) 証拠書類は、A4判サイズ用の紙にコピーしてください。ただし、A4判縦の場合は左端から約2cm、A4判横の場合は上端から約2cmの余白ができるように、コピーしてください。余白が取れない場合は、縮小コピーはせずに、A4判サイズ用の紙に適宜折りたたんで貼付してください。
 - (2) 証拠書類(写し)の右下に助成対象経費支出詳細表の備考欄でつけた各経費の整理番号(例:設備-1、システム-1等)を記載してください。
なお、証拠書類(写し)は、整理番号ごとに別葉に作成してください。また、同一の経費に関する証拠書類が複数にわたる場合は、整理番号に子番号(例:電気設備-1の1)を付してください。
 - (3) 契約書等複数ページにわたるものについては、各ページをA4判でコピーを取るか、A3判でコピーの上、袋とじしてください。
 - (4) コピーについては、文字、印影等がはっきり分かるように濃度を調整してください。
- 3 助成対象経費についての明確な証拠書類が添付されない場合には、それに関する助成金は交付されません。

(例)



競争によらない契約に関する報告書

契約の名称		契約整理番号	
契約者名			
契約の内容			
競争による契約を行うことが困難な理由			

- ・経費の妥当性を証明する説明をしていただく場合があります。

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金
交付申請書記入事項変更届出書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒
氏名 (団体の場所には、団体名及び代表者氏名) 印
(電話番号、e-mail アドレス)

令和 年 月 日付けで申請を行った新技術開発施設供用事業 (注) 助成
地域特定電気通信設備供用事業 金
交付申請書の記入事項の一部変更について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 変更の内容 (新旧対比のこと。)
- 3 変更の理由
- 4 変更が助成対象に及ぼす影響

以上

(注) 事業区分で不要の文字は、削除すること。

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金額確定通知書

情通機テ第 号
令和 年 月 日

殿

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長

新技術開発施設
令和 年 月 日付け事業実績報告書について審査した結果、地域特定電気
設供用事業 (注) 助成金の交付額を確定したので、下記の通り通知いたします。
通信設備供用事業

記

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金の交付額

金 _____ 円

以上

(注) 事業区分で不要な文字は、削除すること。

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金支払請求書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒
 氏名 (団体の場所には、団体名及び代表者氏名) 印
 (電話番号、e-mail アドレス)

令和 年 月 日付け新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供
 用事業助成金額確定通知書に基づき、下記のとおり 新技術開発施設供用事業 (注)
 助成金の支払いを請求いたします。 地域特定電気通信設備供用事業

記

助成金支払請求額	金 円
払込先銀行及び支店名	
口座名及び口座番号	普通・当座
(ふりがな) 口座名義人	

(普通・当座の別を○で囲む。)

以上

(注) 事業区分で不要な文字は、削除すること。

様式4（第10項(2)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
助成金交付申請取下申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 （団体の場合には、団体名及び代表者氏名）印
（電話番号、e-mail アドレス）

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた新技術開発施設供用事業
業^(注)の助成金交付申請について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通
備供用事業の助成金交付申請取下申請書
信設備供用事業助成金交付要綱第10項(2)の規定により、下記のとおり取り下げま
す。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成金交付申請取下理由

以上

（注）事業区分で不要な文字は、削除すること。

様式5（第11項(1)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
計画変更承認申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 （団体の場合には、団体名及び代表者氏名）印
（電話番号、e-mail アドレス）

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用
事業^(注) 地域特定電気通信設
備供用事業^(注) について、下記のとおり事業の一部を変更したので、新技術開発施設供用
事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱第11項(1)の規定により、下
記のとおり承認申請します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更を必要とする理由
- 4 計画変更が助成対象事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の助成対象経費の額（その内訳及び算出基礎を含む。新旧対比のこと。）

以上

(注) 事業区分で不要な文字は、削除すること。

様式6（第11項(3)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
中止(又は廃止)承認申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名) 印
(電話番号、e-mail アドレス)

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用
事業 (注) の中止(又は廃止)について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通
信設備供用事業助成金交付要綱第11項(3)の規定により、下記のとおり承認申請しま
す。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象事業を中止(又は廃止)する理由
- 3 現在までの事業進捗状況
- 4 中止後(又は廃止後)の措置(中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。)

以上

(注) 事業区分で不要な文字は、削除すること。

様式7（第14項関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
事故報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 （団体の場合には、団体名及び代表者氏名）印
（電話番号、e-mail アドレス）

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用
事業（注）の事故について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設
備供用事業の事故について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用
事業助成金交付要綱第14項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 事故の内容及び原因
- 3 助成対象事業の現在の進捗状況
- 4 事故に対して取った措置
- 5 助成対象事業の遂行及び完了の予定

以上

（注）事業区分で不要な文字は、削除すること。

様式 8 (第 15 項関係)

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
遂行状況報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒
氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名) 印
(電話番号、e-mail アドレス)

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用
事業 (注) の遂行状況及び収支状況について、新技術開発施設供用事業及び地域特定
備供用事業 地域特定電気通信設
備供用事業 備供用事業
電気通信設備供用事業助成金交付要綱第 15 項の規定により、下記のとおり報告しま
す。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象事業の遂行状況
- 3 助成対象事業の収支状況

	事業の実施に必要な資金	助成対象経費	助成金申請予定額
計画 (交付申請時)			
実績 (遂行状況報告時)			

以上

(注) 事業区分で不要な文字は、削除すること。

IV 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱

- 国立研究開発法人情報通信研究機構新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に係る助成金の交付業務に関する規程

(平成28年9月5日 16規程第9号)

改正 平成30年 4月24日 18規程第 4号

改正 平成31年 1月25日 18規程第65号

改正 令和 元年10月29日 19規程第13号

改正 令和 2年 3月31日 19規程第44号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第63条の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が行う業務方法書第19条の3に規定する新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業推進のための助成金交付の業務の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語は、特定通信・放送開発事業円滑化法（平成2年法律第35号）及び業務方法書において使用する用語の例による。

(交付要綱)

第3条 業務方法書第19条の3に規定する交付要綱は、別記の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱のとおりとする。

2 機構は、助成金の交付を受けようとする者に対し、前項の交付要綱を交付し、当該交付要綱に定める事項を遵守させるものとする。

(助成金交付の決定)

第4条 別記の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱の助成金の交付の決定は、理事会の審議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成28年9月5日から施行し、同年9月2日から適用する。

附 則（平成30年4月24日）

この規程は、平成30年4月24日から施行する。

附 則（平成31年1月25日）

この規程は、平成31年1月25日から施行する。

※国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）に関する業務方法書

附 則（平成31年1月25日）

1 この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行し、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）の施行の日（平成30年11月1日）から適用する。

附 則（平成31年4月23日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年10月29日）

この規程は、令和元年10月29日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記（第4条関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業 助成金交付要綱

1 通則

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

2 助成金の交付の目的

本要綱に基づく助成金は、特定通信・放送事業円滑化法（以下「法」という。）附則第5条第2項第1号に規定する新技術開発施設供用事業及び同項第2号に規定する地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金について、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が予算の範囲内で必要な助成措置を講ずることにより、新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証及び特定電気通信設備の特定の地域の集中の緩和を通じて情報の円滑な流通の促進に寄与することを目的とする。

3 定義

この新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象事業 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業に該当する事業者であって、助成金の交付対象となった事業をいう。
- (2) 助成対象事業者 助成対象事業を実施する者をいう。
- (3) 助成対象期間 助成金の交付対象となった期間をいう。

4 交付の対象

機構は、助成対象事業者に対し、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

5 交付選定基準

機構は、助成対象事業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

- (1) 実施する事業の内容が次の各要件に該当すること。

事業区分	要件
新技術開発施設供用事業	<ol style="list-style-type: none">① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。② 助成対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。③ インターネット・オブ・シングス（I o T）の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備を整備（拡充、更改を含む。）するものであること。また、この設備を複数の第三者に利用させるものであること（

	<p>自ら又はグループ企業等のみが利用するために整備等するものは対象外)。</p> <p>④ 必要に応じて、機構の取組との連携方策を検討するものであること。</p> <p>⑤ I o Tの実現に向けて、中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等の連携・協業が図られるよう配慮するものであること。</p> <p>⑥ 開発・実証された新たな電気通信技術が、医療、教育、農業など幅広い分野において社会実装され、ユーザーの利便性に繋がること。</p> <p>⑦ 開発・実証された新たな電気通信技術が、新規性、独創性に富んだものであること。</p>
地域特定電気通信設備供用事業	<p>① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。</p> <p>② 助成対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。</p> <p>③ 事業を実施しようとする地域が、東京圏以外の区域であり、また、データセンターの均衡的な立地に資するものとなるよう配慮されていること。</p> <p>④ 事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和が図られていること。</p> <p>⑤ 事業を実施しようとする地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めていること。</p> <p>⑥ IPv6に対応していること。</p> <p>⑦ セキュリティーに関する技術者が配置されるなどデータセンターの安全・信頼性が確保されていること。</p>

(2) 助成対象事業を行おうとする者が次の要件を満たすこと。

事業区分	内容
新技術開発施設供用事業	<p>①都道府県</p> <p>②市町村（一部事業組合又は広域連合を含む。）</p> <p>③法人格を有する組織</p> <p>ア 会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社又は持分会社</p> <p>イ 会社法の施行に伴い関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に基づく特例有限会社</p> <p>ウ 組合等</p> <p>(ア) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、共同組合連合会及び企業組合</p> <p>(イ) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合</p> <p>(ウ) 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づく</p>

	商工会議所 (エ) 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び商工会連合会 (オ) 商店街振興法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 (カ) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会 (キ) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく水産業協同組合 (ク) 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会 (ケ) その他機構が適当と認める法人 エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人 オ その他機構が適当と認める法人
地域特定電気通信設備供用事業	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者

6 助成対象経費

助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、当該助成対象事業を行うために必要な経費のうち、以下に掲げる経費とする。

ただし、

- ・ 保険料、保証料、保守料（機構が別に定めるものを除く。）、交付決定以前の経費又は公的資金の使途として社会通念上、不適切と機構が判断する経費を除く。
- ・ 重複して国の公的な補助金等の交付を受けることは認められない。

事業区分	費用項目	内容
新技術開発施設 供用事業	I 設備費	①電気通信設備（サーバ、ルータ、スイッチ、回線設備、電源設備など）の取得に要する経費 ②電気通信設備以外の設備（電波計測器、電波暗室、電波吸収パネルなど）の取得に要する経費 ③①・②を設置するための建物その他工作物の取得に要する経費（注1）
	II その他経費 （注2）	①コンサルティング経費（助成対象事業の実施に必要な情報を得る等のための委託費・外注費） ②システム構築費（助成対象事業の実施に必要なシステムの開発・設計に係る委託費・外注費） ③その他諸経費（人件費、印刷製本費、会

		議費など)
	(注1)「I-③」のみを他人の利用に供するものは対象外とする。 (注2)「II」の経費のみを計上するものは対象外とする。	
地域特定電気通信設備供用事業	I 設備費	以下の電気通信設備の取得に要する経費 ①サーバ（専ら他人（自ら（完全支配関係のある者を含む。）以外の者）の通信の用に供するものであること。） ②ルータ・スイッチ ③電源装置 ④その他の電気通信設備（LANケーブルなど） ただし、②～④は①と同時に設置するものに限る。 また、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項の対象となる電気通信設備（専ら首都直下地震緊急対策区域内のデータセンターのバックアップの用に供するサーバ、ルータ・スイッチ、電源装置）を除く。

7 助成金の額

助成金の額は、次の表の左欄に掲げる事業区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。この場合において、助成金の額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

事業区分	額
新技術開発施設供用事業	助成対象経費の額の2分の1に相当する額と200万円のいずれか少ない額
地域特定電気通信設備供用事業	以下の事業類型ごとに、助成対象経費の額の2分の1に相当する額とそれぞれ定める額のいずれか少ない額 (1) 着工日が申請日以降であるデータセンターに設置する設備を供用する事業又は特に必要と認められた事業 200万円 (2) (1)以外の事業 100万円 (注) 一の事業者(完全支配関係にある者を含む。)が年度内に複数回の助成を受ける場合の当該年度内の助成総額の上限額は200万円とする。ただし、(2)の事業のみを行うものの上限額は100万円とする。

8 助成金の交付申請

- (1) 助成対象事業を行おうとする者が助成金の交付を受けようとするときは、様式1の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付申請書を機構に提出しなければならない。
- (2) 本項(1)の助成金の交付申請を行う者は、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額

のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについてはこの限りではない。

9 交付の決定及び通知

- (1) 機構は、前項の申請があったときは、機構内に設置された学識経験者等からなる評価委員会の審査結果を参考として、助成金の交付又は不交付を決定する。
- (2) 機構は、本項(1)の助成金の交付の決定をしたときは、様式2の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。
- (3) 機構は、本項(2)の交付決定の通知に際して、必要に応じて助成金の交付に係る事項につき条件を付することができる。
- (4) 機構は、本項(1)の助成金の申請に対し不交付の決定をしたときは、様式3の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金不交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

10 申請の取下げ

- (1) 前項(2)の交付決定通知を受けた者であって、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、助成金の申請を取下げることができる。
- (2) 本項(1)の規定に基づき助成金の交付の申請の取下げをしようとする者は、前項の通知書が交付された日から20日以内に機構に様式4の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付申請取下申請書を提出しなければならない。
- (3) 本項(2)の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとする。

11 計画変更等の承認

- (1) 助成対象事業者は、助成対象経費の額を変更しようとするとき又は助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式5の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、助成対象経費の額の変更を伴わない軽微な事項については、この限りではない。
- (2) 機構は、本項(1)の承認をしたときは様式2の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付決定通知書を準用して申請者に通知するものとする。機構は、当該承認の通知に際して必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- (3) 助成対象事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、様式6の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業中止（又は廃止）承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

1.2 財産管理・帳簿の記載

- (1) 助成対象事業者は、助成金によって取得した設備等（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 助成対象事業者は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 助成対象事業者は、本項(2)の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の終了日又は廃止の承認があった日から5年間保管しなければならない。

1.3 処分等の制限

助成対象事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上^{*}の機械、器具その他の財産を、助成対象となった事業の終了後において、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。ただし、別紙に掲げる処分を制限する財産について当該処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

^{*} 昭和46年5月12日付蔵計第1618号「補助金等適正化法第22条の規定に基づく同法施行令第13条第4号により各省庁の長が定める機械及び重要な器具の範囲について」（別添）を準用するもの。

1.4 事故報告

助成対象事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式7の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業事故報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。

1.5 状況報告

助成対象事業者は、機構の要求があったときは、助成対象事業の遂行状況及び収支の状況について様式8の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業遂行状況報告書により、機構に報告しなければならない。

1.6 実績報告

助成対象事業者は、助成対象事業が終了したとき又は第11項(3)の規定による助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、様式9の新技术開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実績報告書を作成し、終了若しくは廃止の承認日から30日を経過した日又は当該事業年度末のいずれか早い日までに、機構に提出しなければならない。

1.7 助成金の額の確定等

- (1) 機構は、前項の規定による実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地検査等を行い、その報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成対象事業の終了の認定を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象事業者に通知とする。
- (2) 本項(1)の交付すべき助成金の確定額は、第9項(1)の規定により機構が交付の決定を行った助成金の額（第11項(2)の規定により当該交付決定の内容が変更された場合には変更後の助成金の額）を超えてはならない。

1 8 助成金の支払い

助成金は、前項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、機構が必要あると認めるときは、概算払いをすることができる。

1 9 助成金の交付の決定の取消し

- (1) 機構は、第 1 1 項(3)の規定により助成対象事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該助成対象事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 機構は、助成対象事業の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この助成金交付要綱の規定に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (3) 本項(2)の規定は、第 1 7 項の規定に基づく交付すべき助成金の額確定があった後においても適用があるものとする。

2 0 助成金の返還等

- (1) 機構は、前項の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- (2) 機構は、第 1 7 項の規定に基づき交付する助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額の助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- (3) 助成対象事業者は、前項(2)の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消されたことにより本項(1)の助成金の返還請求の通知を受けるときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額につき、年利10.95%※の割合で計算した加算金を加えて返還しなければならない。
- (4) 助成対象事業者は、返還すべき助成金及び加算金を期日までに納付しなかったときは、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%※の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

※ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）第 1 9 条で規定する利率を準用するもの。

2 1 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、機構が別にこれを定める。

以下 様式 1～9 及び別添 省略